

[事案 2023-20] 入院給付金支払請求

・令和5年9月22日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

強迫性障害およびうつ病により、令和4年5月から同年6月まで入院したため、平成21年7月および平成29年11月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 本入院より前に、強迫性障害およびうつ病を原因としてそれぞれ入院したため、給付金を請求したところ、入院給付金、入院一時金、通院給付金が支払われた。
- (2) 本入院の前に、保険会社へ病状を説明し、保障の対象期間などを確認した上で入院している。
- (3) 保険会社は、外泊・外出を理由に約款所定の入院に該当しないとするが、自分の外泊・外出は、主治医が治療の一環として許可している。
- (4) 希死念慮があったこともあり、通院では治療が困難なため、入院を選択したものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書の傷病名欄には「強迫性障害」と記載があるが、診療録の傷病欄には「強迫性障害」の記載はなく、また、入院初日の診療録には「強迫症状はない」と記載されていることからすれば、申立人は強迫性障害ではなかったと考えられ、仮に、強迫性障害であったとしても、「生活を遂行できないような重度の強迫症状の存在」や「強迫症状への抵抗がほぼ行えない状態」であることは窺われない。
- (2) うつ病については、診療録には「死にたいし落ち込む」等の記載があるが、その理由は「保険給付が心配でしんどい」というものであり、うつ病の症状により「死にたい」と訴えているものではない。また、その発言の当日に外出外泊が許可されていること、診察頻度も変わらないこと等からすれば、主治医は、自殺企図が差し迫るような重症とは考えていなかったと判断できる。
- (3) 本入院中の治療内容は、投薬、作業療法、生活技能訓練、疾病教育プログラムであり、入院を要するものではなく、自宅等での治療が困難とはいえない。
- (4) 申立人は、入退院当日以外は連日外出または外泊をしており、全入院時間の3割を超える時間を病院外で過ごしており、睡眠時間や食事の時間を考慮すると、実質的な治療が行われている時間はそれ以上に少ない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。